

(案)

令和6年度 健康診断業務委託契約書

公立大学法人沖縄県立看護大学理事長 神里 みどり（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に健康診断業務（以下「健診業務」という。）の実施について、次のとおりの契約を締結する。

（健診業務の実施）

第1条 甲は、健診業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は別添仕様書及び甲の指示に従って健診業務を実施しなければならない。

（委託期間）

第2条 委託期間は令和6年 月 日から令和7年3月31日までとする。

（健診業務区分と検査項目）

第3条 健診業務区分は次のとおり区分して実施する。

（1）学生健康診断業務

（2）職員健康診断業務

（結果報告）

第4条 乙は、健診業務実施後、その実施結果について判定を行ない、別添仕様書に定める期限までに、書面及びデジタルデータで甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の健診実施結果について、甲へ通知するとともに、学生本人及び職員へ通知するものとする。

（委託料及び支払方法）

第5条 健診業務の委託料は、別添仕様書のとおりとする。

2 乙は、甲の承認を得て、健診業務実績に基づき、前項に定める委託料を分割して請求することができる。

甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金として契約単価に予定数量を乗じて得た金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、公立大学法人沖縄県立看護大学契約事務取扱規程に定める契約保証金に代わる担保を提供する場合や契約保証金の免除要件を満たす場合は、この限りではない。

（機材等に係る費用）

第7条 健診業務の実施に必要な機材等に係る費用は、すべて乙の負担とする。

（機密の保持・個人情報等の取扱い）

第8条 乙は、健診業務の処理上知り得た情報を、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を機密として管理するものとし、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

2 乙は委託業務における個人情報の保護管理責任者を定め、乙の役員及び職員が個人情報を機密として保持し、第三者に開示、提供及び漏洩することがないように、万全の管理体制、措置（個人情報保護に関する教育の実施を含む。）を講ずるとともに、甲が指示する管理事項を遵守しなければならない。

3 乙は前2項の義務を、役員及び職員に周知徹底し、役員及び職員が退職後を含めてこ

れを遵守することを保証する。さらに乙は、委託業務に従事する役員及び職員より機密保持に関する誓約書を提出させ、甲が要請した場合には、これを提出するものとする。

- 4 乙は個人情報の加工（委託契約の範囲内のものを除く）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を行なってはならない。
- 5 甲は、乙に対し、いつでも機密保持にかかわる管理状況を監査する権限を有するものとし、甲が乙に対して機密保持にかかる監査を実施する場合、乙は甲に協力しなければならない。
- 6 乙は、甲より個人情報の返却、廃棄及び消去の請求を受けたとき、その他の理由により個人情報が不要になったときは、これらを速やかに甲に返却し、または甲の指示に従って廃棄及び消去するものとする。
- 7 乙及び乙に従事する職員は、沖縄県個人情報保護条例第11条第2項、並びに第12条の規定に基づく義務を負い、これに反した場合は同条例第63条及び第64条の規定に基づく罰則が適用される場合がある。
- 8 乙は、個人情報の遺漏等事故が発生した場合は、速やかに甲へ報告しなければならない。
- 9 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、健診業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。

（損害賠償）

第10条 乙は、次の事由が生じたときには直ちに損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

（契約の解除）

第11条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除するものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反又は契約を履行しないとき
- (2) 乙が次に挙げた一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

ア 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (3) 委託業務を持続する必要がなくなったとき。

2 前項第1号から第2号の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として①契約保証金を取得し返還の義務を負わない。②契約単価に予定数量を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た金額を乙に請求することができる。

※契約保証金を納付している場合は①、免除している場合は②

3 甲は、契約を解除した場合に生じた損害が、前項の違約金の額を超えるときは、その不足分を乙に請求することができる。

4 甲は、前項第3号によりこの契約を解除しようとするときは、乙に対しこの旨を1ヵ月前までに書面をもって通知するものとする。

(疑義の解決)

第12条 前各条のほか、この契約に関して甲乙間に疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については甲の指示により処理するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

令和6年 月 日

甲 沖縄県那覇市与儀1丁目24番地1号
公立大学法人沖縄県立看護大学
理事長 神里 みどり (印)

乙

(印)